

琉球大学学術リポジトリ

琉球と日本本土の遷移地域としてのトカラ列島の歴史的 位置づけをめぐる総合的研究

メタデータ	言語: 出版者: 高良倉吉 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): トカラ列島, 琉球, 十島村, 中之島, 奄美 キーワード (En): Tokara Islands, Ryukyuan, Toshima village, Nakanosima island, Amami Islands 作成者: 高良, 倉吉, 山里, 純一, 池田 栄史, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, 真栄平, 房明, 豊見山, 和行, 鈴木, 寛之, Takara, Kurayoshi, Yamazato, Junichi, Ikeda, Yoshifumi, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa, Maehira, Fusaaki, Tomiyama, Kazuyuki, Suzuki, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9008

虚構と実像の錯綜する島＝トカラ

－近世琉球におけるトカラの歴史的役割－

豊見山和行

はじめに

研究史の上で近世のトカラ(度佳喇)を琉球史との関係において明確に位置づけたのは、紙屋敦之の「七島郡司考－明清交替と琉球支配－」(1985年)である(同『幕藩制国家の琉球支配』1990年、校倉書房、所収)。その主要な論点は、旧来、漠然と認識されていた対日関係の隠蔽問題を対清関係と関連させて解明した点にある。すなわち、薩摩藩支配下における近世琉球の全時代にわたって対日本関係が隠蔽化されていたとする見解に対して、対日本関係の隠蔽化は明清交替以後であることを明確にしたことにある。清国を脅威とする幕藩制国家の認識、あるいは琉球国の対清関係などの論点を包摂する見解であり、重要な論点を提起した論考と言えよう。

ただし、紙屋氏の上記論考によって近世の琉球国とトカラとの関係がすべて論究し尽くされた訳では、もちろんない。小論では、上記の研究を踏まえ、新たな視角から琉球＝トカラ関係史を分析するものである。

紙屋氏は、上記論考において「七島に、虚構の吐喝喇国を創出して」(前掲書 p15、引用原文のまま、正字では喝には草冠が付く)とあるように、「虚構の吐喝喇国」論を強調している。しかしながら、史料上において「吐喝喇国」あるいは「度佳喇国」なる表記は見あたらない。近世史料では、「宝島」「宝島人」「宝商人」「度佳喇」「度佳喇島」「度佳喇人」「度佳喇島人」等である。トカラ国という虚構の「国」を琉球が創出していたわけではないのである。

そのことは、単純にトカラ虚構国論では片づけられない琉球・トカラ関係史が旧来の研究では看過されていたように思われる。以上のことから、小論の目的は、近世の琉球・トカラ関係史を「歴史の実相としてのトカラ」と「虚構としてのトカラ」の錯綜状態という視角から検討することにある。

I 歴史の実相としてのトカラ

「七島衆」の存在形態

近世琉球におけるトカラを考察する上で、その前史におけるトカラのあり方から検討してみる。薩摩藩の琉球侵攻前に、首里王府と七島船頭らの間で銀をめぐるトラブルが発生

していた。それを示すのが次の史料である（「徳之嶋面繩院家蔵前録帳」『道之島代官記集成』福岡大学研究所）。

慶長二三年之頃、琉球中山王尚寧様御時代、三司官池城親方・蛇那親方、此時、国王御方江銀子御支之儀有之、七島之諸船頭共江被仰談、殿様御方与里式百五拾貫目之銀子御借入被成置候処、御返済之儀ニ付而、三司官右兩人与里及難洪候故、從御国許為御鎮守御使者琉球江御差越、被仰趣有之候得共、猶以及異儀不都合成儀共申上候付、其俣ニ而依難被召置、琉球為御征伐（後略）。

すなわち、慶長2、3年（1597、98年）頃、琉球国王の銀子不足のため、池城・蛇那（謝名）から「七島之諸船頭」らへ借銀問題が持ちがあり、七島衆らは殿様（薩摩の当主）から銀250貫を借用し調達したものの、その返済をめぐるトラブルが生じた。銀子問題で薩摩から「御鎮守御使者」が派遣されるなどの事態となったが解決がつかず、ついに琉球の「御征伐」となったというものである。この借銀問題に関連する他の史料が見あたらないため、その詳細は不明である。しかし、少なくとも首里王府と「七島之諸船頭」との間には借銀を行える関係があり、さらにその返済をめぐる薩摩側も関与していたことが伺えよう。

これまでの研究でも言及（徳永和喜「トカラ列島—その海洋文化—」『東北学』Vol.6、2002年、等）されてきたが、近世初期の七島衆を検討する上で注目されるものに次の寛永9年（1632）6月2日付の「覚」がある（後編旧記雑録巻八四『鹿児島県史料旧記雑録後編五』）。七島関係のみを抜粋したのが、以下の条文である。

一七島衆、唐江商賣之仕様、一円ニ無沙汰不審深重候事、

一御国之歴々、町人并七島衆、内證を以銚(詔)銀堅可被為停止由、三司官江可被仰渡事、

一七島中銀子持衆江可被成御借銀候御認合ニ而候、右之衆、其地江罷居候者、堅可被仰付候、書物別紙ニ候事、但御借銀方於難洪申者、已來本琉球江被遣間敷事、

すなわち、①七島衆による対明貿易への関与を薩摩藩は嫌悪していたこと、②薩摩藩の役人や町人そして七島衆が、対明貿易における資本銀を内々に投入することの厳禁を三司官から通達すること、③七島衆の銀所持者から薩摩藩は借銀計画があり、琉球在の七島衆へも同様に適用することとし、借銀を拒否する者へは琉球への渡海を禁じる、というものである。

この史料から七島衆らが琉球の対明貿易へ関与しており、かつ薩摩藩側から銀子の借用対象者とみなされるほどの存在であったことが判明する。上記の条文は、全体的にみて薩摩藩による対明貿易の一元化を示すものであり、その一環として七島衆の統制が図られていたと言えよう。

七島衆や日本人が島津氏の琉球侵攻以前から琉球に在住していたが、1630年代には薩摩藩の政策で、琉球国から除去されるか、あるいは琉球への定住化が図られていた（拙稿「琉球・沖縄史の世界」『日本の時代史18 琉球・沖縄史の世界』2003年、吉川弘文館）。

七島衆と呼称された人々は、海運業に従事する集団であった。彼らの海運勢力の一端を

を示すのが、「一、宝永六年丑改、御分國中六反帆已上之大船式百三四拾艘、其内七島船四拾艘、…」という記載である（『藩法集 8 鹿兒島藩上』336号）。

すなわち、宝永6年（1709）段階において、薩摩藩の大船230艘の内、七島船は40艘とある。これは薩摩藩の大船中の約16パーセントを占めるものであり、薩摩藩内での海運において、七島衆が一定の勢力を保持していたことを示していると言えよう。

また、「伊江親方日記」乾隆49年（1784）正月中には、

一同十三日、与世山親雲上被罷出被申出候者、七島より之大和船、去年十二月四日山川出帆、当月五日国頭間切奥村江漂着、検者・山筆者より御国許御左右承候処、左之通承候段、書付を以問合有之候事、

とあるように、七島船が鹿兒島・琉球間において薩摩藩の様子や鹿兒島への琉球使者の状況報告をもたらすなど、情報伝達の役割を果たしていたことも判明する。

以上、簡略ではあるが近世における七島衆、あるいはトカラの存在形態は海運勢力として実態を具備していたことを示した。

II 虚構としてのトカラの役割

1 虚構と実相の入り交じった度佳喇島（宝島）

琉球が前記の七島衆をどのように認識していたかを示すのが、「中山世譜」巻八における以下の記述である。

万曆年間。王受兵警。出在薩州。（略）自爾而後。朝鮮・日本・暹羅・瓜哇等国。互不相通。本国孤立。国用復欠。幸有日本属島。度佳喇商民。至国貿易。往来不絶。本国亦得頼度佳喇。以備国用。而国復安然。故国人。称度佳喇。曰宝島。

琉球国にとって、薩摩藩の侵攻以後において、琉球の国用を補うのが度佳喇商民であり、それゆえに、琉球では度佳喇を「宝島」とも呼称する、とされていたのである。このように日本属島の度佳喇（以下、トカラとする）という認識であり、前述したようにトカラ国ではないことを再度、確認しておきたい。

琉球が薩摩藩（広く日本国）との関係を隠蔽していたのは、とりわけ対清関係において顕著であった。奄美諸島へ漂着した中国船を琉球を経由して帰帆させた乾隆7年（1742）の事例からその対応を具体的に検討してみよう。

江南蘇州府呉県商人・徐惟懐ら計53名乗りの船1隻は、長崎において交易を行い、主に銅等を積載して乾隆6年（1741）11月28日に長崎を出港したところ、帰国の途中で二度大風に遭遇し、奄美大島へ12月8日に漂着した。破損箇所の修理に必要な桐油や黄麻等が同地では入手できないことから、修理のため琉球（沖縄島）への送還となったのである（「大島より送参候漂着唐人滞在中日記」『琉球王国評定所文書』第1巻、以下「大島より」と略）。

ところが、奄美大島から沖縄島への移送に際して問題となったのが、移送用の船が大和

船であったことによる。そのような大和船で中国人を琉球へ移送する時は、「宝船・宝人与唱候様可仕旨被仰渡〔置候付〕」（「大島より）」とあるように、大和船は宝船（トカラ船）であるとして処理することになっていたのである。ただし、前述の移送船は、「中之島之船頭孝左衛門船」が奄美の年貢米運搬に寄港していたため、実際にトカラ船であったため、ほぼ実態に即した移送であった。奄美・琉球側が中国人らへの説明において、この中之島船を「宝島商船」として呼称していたことは、『清代中琉関係档案続編』1-16号文書から確認することができる。

この移送時には、実際にトカラ船を使用したため、全くの虚構による対処ではなかったが、前述のように当該期には大和船全体を宝船（トカラ船）として中国側に釈明する体制が琉球・奄美・薩摩藩ですでに確立していたのである。その始期は目下、不明であるが、今後検討すべき課題のひとつと言えよう。

2 冠船渡来時における首里王府の大和船対策

対中国関係において、中国人らが大量して琉球国を訪れる最大の機会、冠船＝冊封船（封舟とも）の来航にあった。そのため首里王府は、対日本関係を押し隠すための周到な対策を講じていたが、とりわけ大和船との遭遇を回避するため、あるいは遭遇した際の対処策を次のように図っていた。

同治5年（1866）1月7日付、在番奉行への打診には次のようにある（「冠船付日帳」『琉球冠船記録 六』慶応二年）。

- a 一両先島行御国船之儀、早々乗渡彼地ニ而積穀早相仕舞、四月初頃可致帰着候、自然何敷差支、四月初旬相過致舩帆候ハ、那覇湊乗迦、直ニ運天江乗入候様被仰渡度候、且又舩帆之砌依風並久米島・慶良間島ニ而冠船一所ニ致汐掛候茂難計、心遣之儀御座候間、万一難迦右様汐掛ニ而唐人ヨリ相尋申儀茂候ハ、宝島船日本江商売渡海之砌逢逆風、此所江致漂着候筋相答候様、此又被仰渡度奉存候、
- b 一当春下船之儀、四月ニ相掛罷下候船々者直ニ運天江乗入候様被仰渡度旨、御国元江申上置候得共、自然那覇江乗参候船茂可有之哉、帆影相見得候ハ、早速漕出、運天江乗入候様可相達旨、伊平屋島・伊江島・今舩（帰）仁間切・本部間切在番人江可申渡置候間、御在番奉行所御書付被下度奉存候、
- c 一右島々在番人ヨリ不相達走参申儀茂候ハ、読谷山ヨリ早々漕出、久米島・慶良間島之内江乗入候様可相達旨、在番人江可申渡置候間、自然右両島之内江冠船一所ニ致汐掛、唐人ヨリ相尋申儀茂候ハ、前条同断相達候様、船頭共江申渡度候間、是又御書付被下度奉存候、

a 条は、両先島（宮古・八重山）往来の大和船の取り扱いに関するものである。両先島へは早々に渡航し、年貢の積み入れ早急に完了させ、四月初頃までに那覇へ入港することを命じ、万一、その時期を過ぎて帰帆する場合は、那覇港へ寄港することなく直接、運天港へ直行させること。さらに、大和船が帰帆の際、久米島や慶良間島で冠船の停泊する港に寄港した場合には、日本への商売の途上、逆風のため当該島（港）へ漂着した「宝島船」と弁明するよに、在番奉行から大和船への通達を要請している。

b 条は、鹿児島から琉球へ向かう「下船」に関する対策である。冊封使の渡来時期に近い四月に鹿児島から那覇へ渡航する場合は、直接運天港へ乗り入れるよう薩摩藩へ要請していた。それだけでなく、万が一那覇へ乗り入れることも予想されるとして、帆影（船影）を見かけ次第、即座に運天港へ向かわせるために伊平屋島・伊江島・今帰仁間切・本部間切の諸浦在番へ通告が必要として、在番奉行からの「御書付」を要請している。

そして、c 条では、b 条の諸浦在番の監視体制で見逃した大和船は、読谷山の諸浦在番がその船へ取り付き連絡し、久米島か慶良間島のいずれか向かうせる措置を講じていた。その際、久米島・慶良間島で冠船と遭遇して停泊した場合には、前述の「宝島船」同様の弁明をさせるように、大和船船頭らへの在番の「御書付」を要請していた（冠船に関する全体的考察は、拙稿「冠船貿易からみた王国末期の対清外交」『琉球大学法文学部紀要 日本東洋文化論集』第 6 号、2000 年、参照）。

このように、首里王府は冠船の琉球来航前に、薩摩藩や在番奉行との緊密な連携のもとに対日関係の隠蔽策を構築していたのである。その中で大和船を宝船として偽装する方策は、対日関係隠蔽の重要な役割を果たすものであった。

3 対清関係と対欧米関係におけるトカラ

対清関係において対日関係の隠蔽をまとめた文書として作成していたものに「旅行心得之条々」がある。この文書は次の二つの部分から構成される。前者は乾隆 18 年（1753）に、王府の評定所から薩摩藩へ渡航する上国使者、そして両先島へ赴任する在番らへ布達された部分である。後者は乾隆 24 年（1759）に勢頭・大夫および渡唐役者らへ布達された部分から構成されている。

いずれも鹿児島や両先島、そして中国へ旅役で渡航する使者達が海難事故で中国へ漂着した際に、中国の官憲から尋問される場合を想定し、その返答の模範解答を条文化したものである。全体的な内容は、琉球の国情、中国との朝貢関係の成立以来の歴史的経緯などであるが、大和（薩摩藩）との関係、とりわけトカラ（宝島、宝島人）に関係する想定問答に多くの項目が割り当てられている点は注目されよう。そのことは、琉球国が清朝に対して琉球・日本関係を隠蔽していたことの表れであり、周到なガードが何重にも張り巡らされていたのである。

この対清関係での琉日関係の隠蔽策は旧来から指摘されていたが、この方策が対欧米勢力においても適用されていた。それを明示するのが、「異国人江返答之心得」（咸豊 4 年、1854）である。この文書は欧米の異国船の来航によって、琉球が旧来構築してきた対外関係が大きく動揺し、その対処策の一環として作成されたものである。

欧米人からの質問を想定し、その模範解答として作成されたものであるが、とりわけ欧米諸国から突きつけられた貿易関係の成立を回避するため、琉球国自体を物産の乏しい貧国として位置づけようとしていたこと、さらに対日（対薩）関係を隠蔽することが、同文書の基軸となっている。

要するに、対清関係で構築された対日本関係の隠蔽体制が、新たな対欧米諸国との関係

においても適用されていたのであり、トカラ（宝島）を対日関係隠蔽の基本とする点では同一の論理にあった点は注目されよう。

欧米との関係においてトカラがどのように登場していたをやや具体的に検討してみよう。咸豊3年（1853）、琉球へ来航したペリーは首里王府に対して次のような要求を行っていた（「亜人成行御国許江御届之扣」1505号『琉球王国評定所文書』第7巻）。

一提督より当地糸・反物・其外塗物・焼物具等上品之等より買入度候間、船江持来候敷、又者馬頭江広ク店作調させ、右品々一所ニ相集、交易之儀可申達旨申由ニ付、御方等ニ茂見聞被致候通、小邦万事不自由ニ而、糸類出産無之、塗物・焼物具逆茂皆荒調ニ而、国用茂多分唐より買来漸用弁相達、且一統困窮罷在、中国杯之様品物買円メ広店を開致商売候者不罷居、御方等申立通之交易者何共不相調候。然共当地出来合之品望之分者可申出、相調丈者可相弁与申達候処、日本人与者広致交易、何様之訳ニ者亜国者相嫌候哉与怒立候付、度佳喇島船者年々米穀・茶・多葉粉・木板類当用是非難差欠品々運ひ来、当地産之荒布・黒糖等ニ致品替事候。右体之雜貨を以広大国与通商者不相調段、段々相断候得共落着無之由。

すなわち、ペリーは琉球の織物類、漆器、そして焼き物類など上製品の購入を図り、これらの商品を船舶へ搬入するか、埠頭で店舗を開き交易を開始するようにと琉球側へ要求していた。それに対して王府側は、琉球は小邦で不自由な国柄であること、琉球産は少なく、また粗製品であり、中国のように手広く商売はできないと回答した。ペリーは、琉球は日本と広く交易を行いながら「亜国」（米国）との交易を忌避していると立腹したのである。それに対する琉球側の回答は、トカラ島船が毎年、米穀、茶、タバコ、木材など琉球の必需物資を搬入し、それと琉球産の荒布、黒糖などとの「品替え」（交易）をしている程度であり、そのような雜貨を商品としており、大国との通商には対応できないと弁明していたのである。

このように琉球側は、米国（広く欧米諸国）との貿易を拒絶する楯としてトカラを持ち出していた。トカラは対日関係を隠蔽するだけでなく、欧米との交易関係を拒否するカードとしても存在していたのである。

ペリー提督が迫った琉球との一種の通商関係は、翌1854年の琉米和親条約の締結で一応の成立を見る（拙稿「琉球王国末期における対外関係－琉米・琉仏条約締結問題を中心に－」『歴史評論』603号、2000年）。ペリーらの琉球観とそれに対する琉球側の反応の中におけるトカラとの関係を示すのが、咸豊4年（1854）6月14日付の池城ら三司官から鹿児島島の琉球館へ宛てた次の文書である（「案書」1512号『琉球王国評定所文書』第8巻）。

今般亜米理幹船三艘来着段々成行有之、各心得迄別冊差越候日記之内、参将・翻訳官より通事係板良敷里之子親雲上江嘶、今般亜人等於江府日本官人逢上候砌、彼官人被致着候衣裳美麗有之、何国之産ニ而候哉与相尋候得者、琉球国出産之由承候段為申由有之候。然者天下御役人様方当地反布杯を以御公界場御着用者曾而有御座間敷、此儀夷人等奸謀之申分ニ而可有之候得共、両先島細布・久米島紬者夷人等いまた見及不申、若右反布類江府表ニ而初而見当候而、右通官人衆茂御着用之筋ニ為申掛哉、当地之儀去辰年（*1844年）以来西洋船繁々渡来毎度和交・交易申立有之、就而者至極被遊御

配慮、段々御指揮追々守衛方御役々衆茂御差越御取計被仰付、既ニ仏人者引取英人伯德令茂引払候模様候得共、冒耳敦様子いまた不相分、尤去年以来者亜国船・魯西亜船多艘度々来着、右者共者いまた当地之形行存不申、右様於江戸表琉球産美麗之反布為見及杯与申、何様故障之儀歟可申掛哉与至極心配仕事候。且此跡江戸立之節々琉人行列板行相成、使者名面迄茂記置候等流布為有之哉ニ茂承及候。琉球之儀者清国之屏藩ニ而他国之交通一切無之、貢品求用日本之属島度佳喇島迄を致収（取）合候筋、中国又者来着夷人等江茂相達置候処、右様琉人立行列之図等出来、夷人共目ニ掛候而者、是迄度佳喇島計之交通与申達置候儀不実相成、至而差障可罷成、殊更江戸立之儀者天下向至而晴々敷勤、古来より之規模を以夫々相調、誠ニ国分不相応之旅粧、別而絵図杯之上を以者他国より之見請却而豊饒之國与茂汲取可申哉、於其儀者先様夷国より猶交易之企不相止、何様難題筋歟可致出来哉与旁以至極心痛仕事候間、右段々差障之訳合向々御耳ニ奉触、此段江戸表江御問合相成、右琉反布之儀可成程夷人共目ニ不掛様、自然見当出所相尋候ハ、日本産、且当地製黒砂糖・焼酎其外鬱金杯之品茂上方表迄行渡候由、是又見当出所相尋候ハ、都而同様相答、且江戸立一件等彼者共江相響候而者至而可差障訳合、町人迄茂一統案内相成候様、尤絵図面前々より板行相成居候哉ニ候間、是又以来廢ニ相成候様御取締等之儀共、御願被仰上候様之御取計共者出来申間敷哉、（後略）

すなわち、ペリーらの来航時に参将と会話した通事・板良敷里之子親雲上の言によると、今般ペリーらが江戸で幕府要人と接見したおり彼らの着用する美しい衣装が目につき、その出産国を尋ねたところ琉球国産との返答であったという。その問題が王府内部で検討され、その発言は「夷人等謀之申分」かと疑念を抱きながらも、琉球へは去る辰年（1844年）以来、欧米船が頻繁に来航し、「和交・交易」（和親と通商）を突きつけられ、宣教師も滞在する状況において、前述のように江戸表で琉球産の美しい織物を実見したことが今後、不測の事態を招きかねないと懸念していたのである。

さらに問題視されたのは、江戸上り時における琉球使者の行列図が瓦版等で流布していることにあった。そのことは、琉球は清国の「屏藩」であり他国との「交通」は一切ないこと、中国および来航する欧米船に対して「貢品」の調達に日本の属島のトカラ島とのみと交流しているとの返答に齟齬することが将来の難題を招くことの要因となることを恐れていたのである。具体的には、江戸上り時の行列は琉球国の分不相応の旅装であり、特に絵図などでは他国よりも見栄えがよく、かえって琉球は「豊饒の国」と見なされ、今後、欧米諸国からより一層、通商の要請が高まるのではないかと懸念していたのである。その対策として、江戸幕府に対して琉球産の織物類の隠匿と生産地を日本産とすること、同様に、黒糖・焼酎・ウコン等の琉球産品も日本産として返答し、江戸上り行列図の統制の依頼方を薩摩藩へ打診していたのである。

この文書に見るように、琉球との通商を要求する欧米諸国に対して、それを拒否する琉球側の論理（弁明）には、表向きには対清国との朝貢関係のみを唯一の対外関係とし、対日関係（対薩摩、対江戸幕府）は一切存在しないとの方策が破綻しつつある状況が伺える。対日関係をすべて日本属島のトカラとのみ通交関係を有するという琉球の対外的表明

は、トカラの存在によって支えられていたと言えよう。

すなわち、対清関係や対欧米関係において近世のトカラは、日本との直接的な交流・交易を隠蔽する楯、あるいはクッションボードとして存在していたのである。

むすびにかえて

以上、簡略ではあるが近世琉球におけるトカラの役割を検討した。実態としての七島＝トカラが虚構としてのトカラ＝宝島的前提であった。つまり、実態としてのトカラを核として対日本関係を隠蔽する方策としての「度佳喇」「宝島」が使い分けられていたのである。

今後の検討課題としては、実態としてのトカラをより一層追究する必要性がある。さらに、その実態と虚構との交錯、錯綜を薩摩藩がどのように受容していたか、という問題も検討を要する課題として残されている。

(とみやま かずゆき 琉球大学教育学部助教授)